第3回 西蒲区自治協議会 会議録

日時: 平成30年6月28日(水)

午後2時00分~午後3時00分

	場所:巻地区公民館 3階 小ホール		
事務局	ただいまから、平成30年度第3回西蒲区自治協議会を開催します。		
(南部地域総務課係	会議の開催にあたり、この4月から新潟市小中学校PTA連合会西蒲支部		
長)	より、当協議会委員に就任いただいている中原委員から一言ごあいさつを		
	お願いします。		
	(中原委員あいさつ)		
事務局	ありがとうございました。		
(南部地域総務課係	次に、本日の次第並びに資料の確認を行います。事前にお送りした資料		
長)	として、本日の会議の次第、資料1「区自治協議会条例 改正(案)の概要		
	について」、資料2「第1回西蒲区教育ミーティングの開催について」とな		
	ります。また、本日、机上にお配りした資料としましては、「西蒲区自治協		
	議会通信『じちきょう』第 9 号掲載記事の募集について」及び「アイデア		
	提出票」。「『新潟市婚活支援ネットワーク』の加入団体募集にかかるチラシ		
	の送付について (ご案内)」とその申請書。「角田岬灯台からの流しそうめ		
	ん」のチラシ、「にしかんオレンジの輪」のチラシ、「第 38 回中之口まつり」		
	のチラシ。土田真清委員より配付依頼がありました「Hanahana News」、		
	最後に、真島委員より配付依頼のありました「波乱爆笑講演会」のチラシ		
	があります。以上になりますが、不足等はありますでしょうか。		
	それでは、これ以降の会議については、新潟市区自治協議会条例の規定		
	により、長井会長から議長として進行をお願いします。		
議長	皆さまご苦労さまです。ここからは私が議事を進行していきます。		
(長井会長)	天気予報によると、今後、北陸地方で 150 ミリから 170 ミリの降雨が予		
	測されており、農作物の管理が大事だという話が出ておりますので、皆さ		
	まもご注意いただければと思っています。		
	はじめに、本日の委員の出席状況等、傍聴者について事務局から報告を		
	お願いします。		
事務局	本日の委員の出席状況についてご報告します。本日は、委員 30 名のうち		
(南部地域総務課係	出席が27名、欠席が1名、2名の委員から遅刻のご連絡をいただいており		
長)	ます。過半数の出席がありますので、新潟市区自治協議会条例による会議		
	開催の規定を充足しておりますことをご報告します。また、傍聴について		
	は1名、報道が1名となっております。事務局及び報道機関では記録のた		
	め写真撮影並びに録音を行いますので、ご了承ください。		
議長	会議に入る前に、前回の区自治協議会にて了承された西蒲区役所の新庁		

会議当日、私から区長にお渡ししましたが、併せて、去る6月13日の6

舎整備に関する要望書に関してご報告します。

(長井会長)

月議会開会前に、西蒲区議員団とともに要望書を市長にお渡しいたしました。細かい内容については申し上げませんが、篠田市長は、内容については以前から区長を通じ報告を受けていると。「新潟市区役所庁舎整備検討委員会」において、北区庁舎建設の次に西蒲区役所庁舎建設と示されていることは承知していると。今後における市全体の財政状況も勘案しながら、今後の課題として考えていかなければならないと思っているという回答でしたが、簡単に申し上げますと、なかなか難しいといった感触を受けました。しかし、皆さまの総意で要望書を出したわけですので、これからも区自治協議会として、西蒲区役所を早く整備していただきたいということで要望していきたいと思っております。

次に、先月の各部会の状況を総務部会から順に各部会長から報告をお願いします。

真島委員

【総務部会】

総務部会から報告します。

報告の前に、皆さまのところに「角田岬灯台からの流しそうめん」のチラシを配付しております。昨年度に続いて、角田地区コミュニティ協議会主催の「海上すもう大会」と共同で、7月21日に流しそうめんを実施するものです。このイベントは平成28年度の「西蒲Theミッション」において、区内の子どもたちから提案のあったもので、区の魅力の生かし方を自治協議会が実現したものです。昨年実施したところ、非常に好評であったため、このイベントが西蒲区の夏の風物詩になれば良いとの思いから、今年度はボランティアの賛同を得て実施することにしました。他の部会の皆さまも、この趣旨をご理解いただき、足を運んでいただき、一緒に作り上げていただければありがたいと思っています。

続いて、前回の部会の報告を行います。部会では、イベントのタイムテーブル等の決定や、各委員の役割分担の確認などを行いました。基本的には、事務局案のとおり開催することとして、本日の部会で、雨天時の対応など、詳細を協議する予定です。この部会の決定に基づき、本日、午後 6時からボランティアとの打ち合わせを行うことになっています。

議長

(長井会長)

ありがとうございました。 次に、保健福祉部会からお願いします。

五十嵐(哲)委員 【保健福祉部会】

保健福祉部会から報告します。5月30日に開催した第3回保健福祉部会は、前回に引き続き、西蒲区認知症対策事業の「認知症予防講演会」と、「にしかんオレンジの輪」について検討を行いました。9月30日に開催する「認知症予防講演会」については、当日、司会を依頼するアナウンサーの遠藤麻里さんを交え、講演会の構成内容や参加者のアンケートについて検討を行いました。また、「にしかんオレンジの輪」については、認知症サポーター養成講座の受講者を対象にしたPRチラシの最終校正を行い、6月中旬から配布を開始することになりました。この認知症サポーター養成講座は、部会の中でも受講経験がない委員もいることから、本日の保健福祉部会終了後に、新潟県介護支援専門員協会会長であり、社会福祉法人桜井の里福

	社会専務理事、総合施設長の佐々木勝則様を講師にお招きし、認知症サポ
	ーター養成講座を兼ねて地域福祉に関する研修会を行うことになりまし
	た。認知症対策に関する知識を深め、部会委員が一体となり、今後の事業
	た。 たる にる たる にる に
議長	ありがとうございました。次に、まちづくり・産業部会からお願いし
(長井会長)	めりがとりこさいました。
若林委員	まちづくり・産業部会の報告です。平成30年度区自治協議会提案事業の
【まちづくり・産業部	「西蒲区まち歩きガイド養成事業」について、申込み数の報告を受けまし
会】	た。また、講座修了後に受講者が自主的に会として継続していくよう、受
	講者の中のコミュニティ協議会関係者などに働きかけを行ってはどうかと
	いう意見がありました。それから、区自治協議会で例年実施している区自
	治協議会委員研修について、本年度のまち歩きガイド養成講座受講者にガ
	イドをしていただくことも考えています。私どもは中之口地区を希望して
	いるところです。まち歩きガイド養成講座については資料がついています。
	第 1 回については、写真を添付しておりますので、ご覧いただきたいと思
	います。
	次に、いきいきコミュニティ事業についてです。これは、私どもまちづ
	くり・産業部会に委託され、それをそのまま、巻地区まちづくり協議会で
	実施しています。「Hanahana News」というチラシが、皆さまのお手元
	に配られています。花植え講習会など、活動の状況を紹介しています。巻
	の本町通り全域と駅前にハンギングバスケットで設置してあります。設置
	当初は寂しい感じでしたが、花が咲き始めるとボリュームが出てきて、ま
	ちの景観が少し変わったなという感じがしています。もし、ほかのコミュ
	ニティ協議会でもやりたいというところがあれば、指導体制が整っていま
	すので、お声がけいただければと思います。
議長	ありがとうございました。
(長井会長)	- 各部会の状況報告についてご意見やご質問がありましたら、お願いしま
	 す。ご意見がなければ、各常任部会の状況報告はこれで終了します。
	 それでは、「報告」に入ります。報告(1)「区自治協議会条例改正(案)
	 の概要について」、市民協働課課長補佐の加藤様から説明をお願いします。
事務局	皆さまこんにちは。市民協働課課長補佐の加藤と申します。本日は、「区
(加藤市民協働課長	自治協議会条例改正(案)の概要」ということで、昨年来、区自治協議会
補佐)	の皆さまからも意見聴取等でご協力いただきながら進めてまいりました、
1111 ()	「区自治協議会のあり方検討委員会の報告」を受け、その内容を反映させ
	るために検討してきた、条例改正を含む制度改正の概要、骨子について説
	明します。
	事前に配付した資料 1 をご覧ください。この件に関しては、本年 4 月の
	西蒲区自治協議会において、市民協働課長が、「区自治協議会のあり方検討
	委員会報告書」の概要について説明したところです。区自治協議会のあり
	安貞云報音音」の概要について説明したところです。 四日 協議云のめり
	万快的の結果としては、区目信励議会放立から10年が経過したことを受け、 3

組織のあり方を区の実情にあったものにするという全体の方向性が示されたところです。これは、区自治協議会が10年経過する中で、当初、主要な役割として設定されていた審議会としての枠組を超え、地域代表や実施主体の役割を担っており、その比重が増してきているということで、条例の規定と実際の活動の内容が合わなくなってきている部分があるためです。

それを受け、昨年度、区自治協議会への意見聴取の結果を踏まえながら、 検討委員会で議論いただき、結果としては、区自治協議会の役割を条例に あわせていくという、いわゆる審議会としての役割に絞って縮小していく という方向性ではなく、逆に、現状にあわせて条例を変えていくというも のになっています。

現在、皆さまに行っていただいている議論や活動、役割を改めて、条例 の制度として位置づけるとともに、皆さまがより活動しやすくできるよう に、柔軟性を持たせた条例に改正したいと考えているところです。

資料 1 をご覧ください。区自治協議会のあり方検討委員会で議論された 報告の内容です。上から黒丸で3つ記載されています。

1つ目として、区自治協議会設置から 10 年が経過し、市民と行政をつな ぐなど、これまで大きな役割を担ってきていただきました。その中で、当 初想定していた審議機関としての役割に加え、区自治協議会での議論を団 体へ持ち帰り、団体での活動に生かしていく地域代表としての役割や、区 自治協議会提案事業、あるいは広報紙の発行など、実施主体としての役割 が新たに生じ、その比重が増してきているということ。

また、2つ目として、市からの報告案件が多く、議論に十分時間を割けないことから、行政からの全市的な説明、報告を減らしていく必要があるのではないかということ。

3つ目として、審議対象が不明確であるとか、議論が活性化していないなどの意見があり、区の実情に応じた柔軟な対応、役割を絞ることで明確化や活性化を図っていく必要があるということで、これまで以上に、組織のあり方を区の実情にあったものに変えていくという内容が示されたところです。

一方で、「引き続き自治協が担う主な役割」として、1 つ目は、附属機関としての役割は継続し、「協働の要」として多様な意見の調整、取りまとめを行っていただくという役割として、引き続き期待する。

2つ目は、区ビジョンまちづくり計画等、区に関する重要な計画について、 区役所から諮問を受け、それについて審議して意見を述べていただく。

また、3つ目は、委員同士の地域課題の情報共有、意見交換をしていただき、課題解決に向けた方法の検討をしていただく。

4つ目は、区役所企画事業へ地域意見を反映させる。これらの今まで担ってきていただいた役割についても引き続き期待しているところです。

この課題と、これから皆さまに引き続き担っていただきたい役割を総合 しますと、制度としては、新潟市独自の協議会として、これまでの枠組に とらわれない広い視野で制度設計を行う必要があるということが示された ところです。

具体的な制度改正の内容としては、今後の方向性①から④に沿って検討を行ってきました。それぞれの変更点について説明します。

今後の方向性①「全市統一となっている委員の要件や、自治協に意見を聴く項目などは区の裁量に委ねる」をご覧ください。1つ目の住所要件については、今まで、有識者、大学の先生などが主なものになると思いますが、ぜひ、議論に参加していただきたい、委員になっていただきたいという良い方がいても、その方が区内に住所を有していないために、今の制度ですと、委員は区内に住所を要する方という要件があることから、委員に選任できないというデメリットがありました。今回、委員の住所要件については、「区内」という要件から「市内」とさせていただきたいと考えています。

2つ目の諮問・建議事項については、現在、諮問・建議事項については区が所掌する事務あるいは市が所掌する事務のうち、区に係る事務などという表現になっていました。これをそのまま文面通りとらえると、市役所あるいは区役所が所掌している事務以外は議論の対象にならないことになってしまいます。これを今回、より単純化、明確化する意味で、区の地域課題に関することとすることで、議論がこれまで以上に活発化すると考えています。ただし、全市的な課題でも、例えば公共交通や、安心安全にかかわることなど、区民の生活に直結する事項を取り上げるかどうかについては、区自治協議会で独自に決めていただくこととします。

3つ目の任期制限については、これまで、広く多様な意見のくみ取りとい う観点から、再任できる回数を制限してきました。平成27年の変更の際に、 コミュニティ協議会選出の委員については、今まで再任1回で合計2期4 年としていたところを、再任回数を1回増やし、再任を2回、合計3期6 年まで委員を務めることができるようにしました。これは、区自治協議会 で経験したことを地域に戻って生かしやすくするという配慮でした。一方 で、今回のあり方検討委員会の中では、各区での意見聴取の結果、あるい は検討委員会の委員の方からは、再任に対する制限があるために、団体を 背負った発言がしにくい。あるいは、区自治協議会での議論をしっかりと 地域へ持ち帰り、活動につなげることに限界があるなどの意見もいただい ていたところです。そこで、これらを解決するために、条例上は、再任回 数制限を定めず、再任できるものとするとだけ定めることとしました。一 方で、区自治協議会委員については、より多くの方から参加していただく ことによって、市政に多様な意見を反映する。あるいは区自治協議会に参 加していただくことによって、それ自体が人材育成につながるというメリ ットもあります。この 2 つは相反するわけですが、こういったこともある ことから、単に無制限とするのではなく、団体選出の委員の再任回数につ いては、条例ではなく要綱にあたる指針において、今後、どのような形が 適当かを検討し、指針に盛り込むことにしたいと思います。具体的には、

各区の実情に応じて上限を定めることもできるようにしたいと考えていますが、これらについては皆さまの意見も伺いながら定めていきたいと考えています。

4つ目の委員数については、委員数が多すぎて、活発な議論がしづらいという意見もいただいています。このことから、委員数を減らしたい区自治協議会がある場合には、コミュニティ協議会からの選出委員については、現在、すべてのコミュニティ協議会から委員を選出していただていますが、例えばコミュニティ協議会の連合組織があるようなところについては、コミュニティ協議会の連合組織から複数名選出することで替えることもできるように定めたいと思います。ただし、こちらについて想定しているのは、例えば中央区などコミュニティ協議会数が非常に多い区において、区自治協議会のほうで委員数を減らす必要があると判断し、コミュニティ協議会連絡会のようなところから選出しようという判断をした場合は、それができることを認めるという内容であり、決して人数を減らしてほしいとか、コミュニティ協議会連絡会から必ず選出してほしいという趣旨ではありませんので、その点はご理解いただきたいと考えています。

5つ目の必須意見聴取対象ついては、施設の設置・廃止に関するものは、これまで、公の施設という表現で規定していました。公の施設とは、条例で設置されている、市民が使用する施設ということになりますが、例えば特定の地域にしか関係の無い、小規模な駐輪場のようなものまで区自治協議会で諮らなければならないことになってしまいます。それはあまり適当ではないと考え、区民への影響が大きい施設とすることにより、例えば区役所庁舎などを対象に加え、区民に密着した議論をしていただきたいと考えています。

次に、今後の方向性②「行政からの全市的な説明・報告は減らしていく」をご覧ください。今まで、区自治協議会へ全市的な報告をすることにより、市役所から地域へ説明したというアリバイ作りに利用されているなどという厳しい意見をいただくこともありました。一方で、これらの説明が多いために、皆さまの地域課題に関する議論に時間が割けないといった話がありましたので、全市的な事業などに関する説明、周知などについては、極力減らしていき、区内のまちづくりに関すること、課題を中心とすることで、議論の時間を極力確保できるようにしていきたいと考えているところです。

次に、今後の方向性③「自治協議会提案事業に、委員と区民がより主体的に関わる」をご覧ください。地域代表、あるいは実施主体としての役割を明確化するものです。このように、役割を明確化することによって、より区自治協議会の役割が分かりやすくなり、区民の認知度の向上にもつながるのではないかと考えています。

次に、今後の方向性④「話しあうテーマは、区内のまちづくりに関する こと、課題を中心にする」をご覧ください。これについては、区自治協議 会の審議対象が不明確ですとか、議論が活性化していないなどの課題が指摘されていることから、諮問・建議事項をできるだけ区内のまちづくりに関すること、課題を中心とすることで、区民の生活により身近で、委員の皆さまの活動にかかわりのある内容にしていただくための変更です。ただし、こちらについても、区自治協議会で議論することを制限したり、縮小したりするものではありません。先ほどと同じですが、全市的なテーマでも、区や区民、その地域に影響があることについては話し合っていただくことになります。

資料 1 の説明は以上となりますが、今回、説明した条例改正の骨子に基づき、今年 9 月の市議会で条例案を上程し、議決をいただき、来年の第 7 期自治協議会委員の選任へ向けて制度を成立させたいと考えています。なお、条例の改正自体については、条例は制度のアウトライン、大枠を定めるに過ぎないものですので、取扱いや運用については、今後、区自治協議会の皆さまや区役所と意見交換しながら検討していきたいと考えています。そこでいただいた意見については、運営指針の見直しに反映していこうと考えていますので、よろしくお願いします。

議長

(長井会長)

ありがとうございました。

ただいまの件についてご意見やご質問がありましたらお願いします。

畠山委員

先週日曜日、巻地域保健福祉センターで開催された「まちづくりトーク」で篠田市長と区長より、市のいろいろな問題点や役割についてお話しをうかがうことができました。その際に、パワーポイントやプロジェクターを使って説明をされたので、非常によく分かりました。条例案ということになると、難しいかもしれませんが、多少、イラストやパネルなどを使って具体的に説明していただくと、わかりやすいのではないかと思います。

そこで 3 つお聞きします。区自治協議会のあり方検討委員会からの報告の黒丸のところですが、「審議対象が不明確」、「議論が活性化していない」との意見があるため、区の実情に応じて柔軟に対応し、役割を絞ることで明確化や活性化を図っていく必要があるということです。これはどういうことなのか、具体的な例を挙げてお話しいただきたいと思います。

2つ目です。「引き続き自治協議会が担う主な役割」の中に、「協働の要」 とあります。これはどういうこと意味するのかお聞かせください。

3つ目は、委員全員が発言できるよう全体会の時間拡大と開催回数についてです。8区すべて同じだと思いますが、区自治協議会は年間 12 回開催されます。例えば、市議会と同じように隔月開催くらいでどうなのかという考えもあります。開催回数について、区自治協議会条例で規定されているのでしょうか。以上、よろしくお願いします。

事務局

(加藤市民協働課長 補佐)

ありがとうございます。

まず、はじめにご指摘いただきました、もう少し分かりやすい資料をということについてです。これは他の区からも分かりにくいという指摘を受けているところで、大変申し訳ございませんでした。今後、資料を作成す

る際には、いただいた意見等を参考に、できるだけ分かりやすい資料づく りを心がけたいと思います。

次に質問の1つ目について、「審議対象が不明確」、「議論が活性化していない」、区の実情に応じて柔軟な対応ということについて具体的に説明してほしいということでした。「審議対象が不明確」、「議論が活性化」していないというところは、区自治協議会の皆さまからの意見聴取やその他でいただいた生の声です。自分たちが何を議論すればいいのか分からないという声をいただいておりましたし、全体会の議論の中で、区によっては手が挙がらないとか、発言者がほとんどいないということで、議論が活性化していないのは、そもそも自分たちが何を話せばいいのかよく分からないといった問題意識からだと思っています。今回の条例改正におきましては、議論していただく内容を地域や課題に関する事項ということで具体的に明記し、例えば、それぞれの地域の安心安全の確保に関することや、公共交通に関することなど、それぞれの区自治協議会の判断において課題を提起していただき、それについて話し合っていただければ良いということです。そうすることにより、区自治協議会の役割が明確化され、明確化されれば、皆さまも発言しやすくなり活性化していくのではないかという思いです。

2つ目は「協働の要」とはどういうものかという質問でした。「協働の要」 といいますと、これは人によって持つイメージが違うと思いますが、要と いうのは扇の中心にあって、すべてをつないで一つのものとして機能させ る中心の役割です。この区自治協議会においても、地域内のさまざまなコ ミュニティ協議会や関係団体の方々、あるいは公募を含む個人選出の委員 の方々、さまざまな組織や市民の方々がこの場に参加していただいており ますが、協働というのは、あくまでも区自治協議会自体が動いて課題解決 の主体とならなければならないというものではなく、地域課題というのは コミュニティ協議会をはじめとした、それぞれの団体で担っていただくも のと考えています。ただ一方で、それぞれの団体でばらばらに動いていて は、統一的な課題の解決が図れない。あるいは地域を超えた課題はどうす るのか。地域だけの力では解決できない課題についてはどうするのかとい う場合においては、区自治協議会で問題を提起し、その中で、区全体とし て、区役所も巻き込みながら一つの課題の解決に一体的に動いていく。そ れを実施していくため中心となって一つにまとめ上げる力が「要」として 区自治協議会に求められていると私は理解しています。

3つ目は、全体会の時間を拡大してはどうかという意見と、開催回数について、条例で規定されているのかという質問でした。開催回数は条例では規定されておりません。運用で年間12回となっていますが、今現在、必ず12回開催しなければならないということにはなっていません。ただ、各区で、それぞれが毎月、年12回開催しています。私どもとしては、今回、制度の改正にあわせ、区自治協議会の開催回数についても、例えば各区自治協議会が本会よりも部会に力点を置いて活動することとし、本会は2回あ

	るいは3回に1度の開催で良いと判断するのであれば、そのような運用も
	可能と考えています。また、回数を減らすのであれば、1回あたりの議論の
	時間を長くするということも、それぞれ運用の中で可能になってくるだろ
	うと思っています。ただ、今現在はそのような運用にはなっておりません
	で、特に規定はありませんが、各区とも横並びで毎月 1 回開催しているの
	が現状です。この件についても、今後、指針等の中で、さまざまな開催の
	かられてり。この件についても、「な、相可等の中で、さまさまな開催の あり方の例示として、記載するなど、それぞれの区の実情にあわせて運用
学 目	できるように定めていければ良いと考えているところです。
議長	畠山さん、いかがですか。
(長井会長)	
畠山委員	とてもわかりやすく丁寧な回答をいただきました。ただ、回数の12回と
	いうのは、条例の規定によるものではなく、それぞれの区自治協議会の自
	主性に任せると解釈して良いのですね。「要」というのも、扇の「要」とい
	うことではなくて、区自治協議会で多様な問題を出して、協議して、取り
	まとめて、提案するという考えということですね。
事務局	後段の「要」については、これは私の認識になるかもしれませんが、扇
(加藤市民協働課長	の「要」ということではないとおっしゃいましたが、イメージとしては、
補佐)	扇の「要」がまさにそのイメージだと思っています。扇という1本1本の
	「要」がなければ何の役にも立ちませんが、一つの「要」でまとまること
	によって、それぞれの組織が連携して大きな力を発揮することができます。
	要望する、建議するということも一つのあり方ですが、それだけではなく、
	それぞれの団体が有機的に動いていけるように、まとめるための一つの協
	議会として区自治協議会があるのではないかと思います。
畠山委員	ありがとございました。私が質問した項目に共通するのは、区自治協議
	会の判断になってくるということだと思います。
議長	ありがとうございました。ほかにございますか。
(長井会長)	この件については、条例の改正など、非常に難しい話もあり、もっと分
	かりやすく皆さまに伝えたらどうかという話があり、今回、改めて細かく、
	丁寧に説明していただきました。9月には指針などについて、細かい意見を
	皆さまにお聞きするという話もありましたので、この件についてはここで
	終わらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。
	それでは、報告(1)は終了します。どうもありがとうございました。
事務局	ありがとうございました。よろしくお願いします。
(加藤市民協働課長	
補佐)	
議長	次に、報告(2)「区教育ミーティングの開催について」です。西蒲区教
(長井会長)	育支援センターの小林所長から説明をお願いします。
事務局	西蒲区教育支援センターの小林です。
(小林西蒲区教育支	資料 2 をご覧ください。今年度第 1 回の西蒲区教育ミーティングの開催

援センター所長)	のご案内です。日時は次回の区自治協議会の開始前、7月26日(木)午後
	1時半スタートです。おおむね1時間半弱のミーティングと考えています。
	場所はこの部屋になります。教育委員会の出席者は、教育長、西蒲区担当
	の教育委員 2 名、教育委員会事務局のそれぞれの課の課長、あるいは所属
	長がまいります。内容は、今年度の教育委員会の施策について、教育長が
	説明しますので、それについて、委員の皆さまとともに意見交換をしたい
	というふうに考えています。なお、資料についてはだいぶボリュームがあ
	り、現在まとめているところですが、早めに事前配付したいと考えていま
	すので、ご協力お願いします。
議長	ただいまの件についてご意見、ご質問はございますか。
(長井会長)	
	(意見・質問なし)
議長	資料については、早めに配付していただくということをお願いしまして、
(長井会長)	報告(2)については終了します。ありがとうございました。
	次に、「その他(地域の課題・情報など)」です。まずは広報部会から連
	絡があるとのことですので、河村部会長からお願いします。
河村委員	広報部会からお知らせします。お手元に参考資料「西蒲区自治協議会通
【広報部会】	信『じちきょう』第9号掲載記事の募集について」があると思います。広
	報部会の委員から記事のアイデアを募集してほしいという意見を受けまし
	て委員の皆さまから記事のアイデアを募集したいと思います。いただいた
	アイデアを基に、7月中旬に開催予定の部会で、紙面構成や発行日などを検
	討していく予定です。資料項目1の発行日をご覧ください。「じちきょう」
	第9号は、平成30年10月1日または10月15日に発行する予定です。
	項目の 2 番、紙面構成案をご覧ください。第一面から第四面までです。
	後ほど見ていただいても良いと思いますが、こちらはあくまでも事務局が
	作成した案ということで、この紙面構成で進めていくことが決定している
	わけではありません。第9号においては7月中旬の部会で検討していきた
	いと思います。
	項目 3 番に関しては、参考資料の別紙がありますので、そちらをご覧い
	ー ただきたいと思います。「じちきょう」第9号のアイデア提出票となってい
	 ただき、7月9日(月)までにEメールあるいはファックスなどで事務局
	に提出いただきたいと思っています。
	4項目の留意点をご覧ください。今回は西蒲区自治協議会に関係する事項
	または地域のトピックスに関するアイデアを募集するものとしたいと思い
	ます。なお、頂いたアイデアはすべて採用されるものではありませんが、
	採用された場合、広報部会より原稿の執筆を依頼させていただくことがあ
	りますので、よろしくお願いします。委員の皆さまからは、協働の要とな
	るような多様なアイデアをお待ちしておりますので、よろしくお願いしま
	す。
	/ 0

議長	次に、保健福祉部会の五十嵐部会長から連絡があります。お願いします。
(長井会長)	がに、
五十嵐(哲)委員	保健福祉部会から「にしかんオレンジの輪」について、チラシを配布し
【保健福祉部会】	ました。「にしかんオレンジの輪」とは「認知症サポーター養成講座」の受
	講後、オレンジリングを与えられた「認知症サポーター」の皆さまの中で、
	制度の趣旨に賛同いただいた方から参加していただく制度として、行政と
	協働で立ち上げたものです。
	参加いただいた方には、講演会や講座の案内をはじめ、認知症関連情報
	をメールで一斉配信することにより、養成講座受講後のサポーター意識の
	維持や、自発的な活動意欲の醸成を目的としています。
	このチラシは 6 月中旬に完成し、区役所健康福祉課と協働で PR 活動を
	始めたところです。今後、参加者を増やしていくことにより、認知症の方
	への適切な対応や、徘徊高齢者の捜索など、見守りネットワークとしての
	活用も可能になると考えています。以上、保健福祉部会からの紹介でした。
議長	次に、若林委員から報告があります。
(長井会長)	
若林委員	これはお礼です。6月15、16、17日と「まき夏まつり」が開催されまし
	た。非常に多くの人からお出でいただき、総参加人員 10万1,000人と公式
	発表しました。区役所の皆さまからも全員でご協力いただきまして大変あ
	りがとうございました。また、西蒲警察署、西蒲消防署も全署挙げてご協
	力いただき今年は順調に終えることができました。大変ありがとうござい
	ました。
議長	次に、真島委員から発言がございます。
(長井会長)	
真島委員	岩室コミュニティ協議会から、「波乱爆笑講演会」について紹介したいと
	思います。岩室コミュニティ協議会は子供たちを心身共に健やかに育てよ
	うということで、学校、家庭で生徒などと連携して、いろいろな事業を行
	っています。今回は、教育に関するカウンセラーの横澤富士子さんを講師
	にお招きして、「波乱爆笑講演会」を行います。講師の横澤富士子さんは、
	 吉本興業のお笑い芸人・横澤夏子さんのお母さんです。子どもたちが成長
	できる喜びなどお笑いを交えての講演となるのではないかと思っていま
	 す。また、当日は村上市教育委員会の山田久美子さんも講師にお招きして
	 います。山田さんは主に思春期の子どもと母親の自立支援を行う活動をし
	ています。7月22日(日)に開催しますので、関心がありましたら会場ま
	でお越しいただきたいと思います。
議長	ありがとうございました。
(長井会長)	次に、「中之口まつり」について、永塚委員よりお願いします。
永塚委員	「中之口まつり」のご案内です。まき夏まつりが盛大に行われたという
	ことですが、中之口も頑張って祭をしたいと思っています。「中之口まつり」

	は中之口村が合併したことを記念して始めた祭です。小吉村と道上村と加	
	奈居村という 3 つの地域が一緒になって中之口村が誕生しました。その誕	
	生した日が7月7日です。例年7月7日に一番近い土日に開催していまし	
	たが、今年は偶然にも7月7日となりました。例年どおり盛大に、バラエ	
	ティショーや花火大会等を行います。商工会や農協からもご協力いただき	
	ながら、みんなで頑張っていますので、皆さま方もぜひご参加いただけれ	
	ば幸いです。	
議長	そのほか、ご発言はございませんか。西蒲区自治協議会全体で議論した	
(長井会長)	い課題、あるいは皆さまにお伝えしたい行事などございましたら、ご発言	
	をお願います。	
(発言なし)		
議長	ほかにないようですので、本日の議事はすべて終了しましたので、進行	
(長井会長)	を事務局にお渡ししたいと思います。	
事務局	ありがとうございました。	
(南部地域総務課係	最後に、事務局から連絡します。次回の西蒲区自治協議会については、7	
長)	月 26 日(木)の午後に巻地区公民館で、区教育ミーティングの終了後に開	
	催予定です。ご案内については改めて文書を送付しますので、よろしくお	
	願いします。	
	次に、マイナンバーカードの写しの提出についてご連絡します。 今年の 1	
	月 1 日以降に支払の費用弁償については、所得税の源泉徴収がなされるた	
	め、ご自身のマイナンバーカードの写しをご提出いただくよう、会議のご	
	 案内文書に記載しておりましたが、本日、お持ちになった方がいらっしゃ	
	 いましたら、事務局にご提出ください。お忘れになった方は、次回会議の	
	 際に必ずご提出くださいますよう、よろしくお願いします。	
	なお、この後、各常任部会を開催します。部会の会場については、総務	
	 部会が 2 階の実習室、保健福祉部会が 2 階の研修室、まちづくり・産業部	
	 会が 3 階の視聴覚室になっておりますので、席のご移動をよろしくお願い	
	します。	
	 以上をもちまして、平成 30 年度第 3 階西蒲区自治協議会を終了します。	
	本日はお忙しいところありがとうございました。	
L	I.	